

温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に関する意見の募集結果

番号	分類	御意見	経済産業省・環境省の考え方など
1	係数の算出・公表	温対法の報告期限に間に合うように、毎年夏ごろとされている公表時期を早めるべき。	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温対法」という。)第21条の2に基づく温室効果ガス算定排出量の報告を行う者(以下「特定排出者」という。)が報告に当たって用いることができる電気事業者の事業者別排出係数については、毎年度4月から開始される特定排出者の報告に間に合うように、対象となる年度の前年度における実績に基づき算出される係数とすることとしました。
2	排出	顧客に機器の提案をする際にCO2の排出量も提示しているが、係数が電力会社別になると、提示のための負担が増加し、またユーザーにも誤解が生じることが懸念される。	温対法に基づき、特定排出者が二酸化炭素排出量の算定及び報告を行うに際しては、以下の係数のいずれかを用いることが可能とされており、必ずしも毎年国により公表される電気事業者の事業者別排出係数を用いなければならないわけではありません。 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省・環境省令第3号。以下「算定省令」という。)第2条第4項及び第7項に定める係数。(0.000555t-CO2/kWh) 算定省令第10条第1項に規定する実測等に基づく係数。 算定省令第10条第2項に基づき、経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数。
3	電力取引	電力取引においては、CO2排出係数のみならず、廃棄されたであろう副生エネルギーや未利用エネルギーの利用実態も考慮されるべきである。	
4		電力自由化以前に独占市場のもとで消費者負担によって導入された原子力や水力発電については、公平性の観点からすべての電気事業者に効果を分配するか、又は係数算出の際に除外すべきである。	電力取引については、排出係数の他様々な要因を考慮した上で行われるものと認識しています。今回算出することとした電気事業者の事業者別排出係数は、特定排出者が二酸化炭素排出量の算定及び報告を行うに際して用いることができる係数であり、電気事業者が供給した電気の発電に伴い排出された二酸化炭素排出量を基に算出することになります。 なお、温対法に基づき、特定排出者が二酸化炭素排出量の算定及び報告を行うに際しては、以下の係数のいずれかを用いることが可能とされており、必ずしも毎年国により公表される電気事業者の事業者別排出係数を用いなければならないわけではありません。 算定省令第2条第4項及び第7項に定める係数(0.000555t-CO2/kWh) 算定省令第10条第1項に規定する実測等に基づく係数 算定省令第10条第2項に基づき、経済産業大臣及び環境大臣が公表する係数
5		個別係数の公表により日本全体の電源構成に影響を及ぼすことはないため、供給者を変更することが日本全体のCO2削減に寄与することにはならず、むしろ供給者変更による長距離輸送で送電損失が増加し、CO2が増加することが懸念されるため、係数は全国統一のものとするべき。	
6		各社別排出係数を用いると、同一の省エネ対策でも地域によりCO2削減効果が異なり、また、長期的な対策効果の評価が困難になるため、削減効果を客観的に評価できる全国統一の係数を公表してもらいたい。	
7		全電源の排出係数ばかりでなく、削減評価ができるように、火力電源の排出係数も公表するべきである。	電気事業者の事業者別排出係数は、特定排出者が二酸化炭素排出量の算定及び報告を行うに際して用いることができる係数です。 なお、温室効果ガスの排出削減のための個別対策の導入による削減効果の評価する方法については、対策の種類によって様々な考え方がありますが、個々の対策の実態に即した合理的な方法によって評価する必要があります。例えば、対策前の排出量と対策後の排出量の差を求める方法の他、対策によって削減効果が見込まれる期間に影響を受ける電源が想定できる場合には当該電源の排出係数を電気の削減量に乗じて算定する方法などがあります。
8		排出係数の毎年の変動は、特定排出者の削減努力を評価しにくいいため、一定期間、同一のものとするべき。	
9		個別事業者ごとの排出係数を用いることは、特定排出者の本質的な削減努力とは言えず、また、正確性にも欠けるため、全国統一の係数とするべき。	

10	京都メカニズムクレジットの扱い等	京都メカニズムクレジットについては、第一約束期間の開始時までには係数に反映させるべき。また、RPS証書やグリーン電力証書についても、同様の扱いとすべき。	京都メカニズムクレジットは、算定報告公表制度上のみならず様々な課題があり、その取扱いを総合的に検討する必要があると認識しています。従って、これを排出係数に反映する方策については、京都議定書目標達成計画(平成17年4月28日閣議決定)の点検・見直しと併せて第一約束期間開始までに検討し結論について関係者に周知を図ることとしております。RPS価値やグリーン電力証書の取扱いについては、現段階において反映する予定はありません。	
11		今回公表される係数により事業者の峻別が行われるため、また、民間事業者等による京都メカニズム活用促進のインセンティブとするため、京都メカニズムクレジットの排出係数への反映については、今回設定するものから実施すべき。		
12		京都メカニズムクレジットについて、経団連の環境自主行動計画への使用及び政府への無償譲渡に関するルールを早急に決めるべき。		
13		RPSクレジットやグリーン電力証書についても、京都メカニズムクレジットと同様に検討対象とするべきである。		
14		京都メカニズムクレジットについては、電気事業者だけでなくその他の特定排出者の算定制度全体の課題として、また、国際戦略を考慮しつつ、慎重に検討すべきである。		
15		京都メカニズムクレジットを電気事業者の排出係数に反映させることは、需要家側の省CO2対策のインセンティブを損なう恐れがあるので、慎重に検討すべき。		
16		京都メカニズムクレジットの係数への反映については、あくまで補完的であることを明記すべきである。ただし、議定書採択以前の国策により排出係数が高い一般電気事業者・卸電気事業者については、この「補完的扱い」について配慮すべきである。		
17		京都メカニズムクレジットは、年間8,000万トンに達する可能性もあり、排出係数が現実の国内での原単位とは異なる数字になるため、反映させるべきではない。		
18	卸電力取引所	先渡市場は通常の託送ルールに基づき発電設備が特定されるため、取引所の係数を設定する際には、スポット市場における取引のみを対象とし先渡市場は対象から除外すべき。		先渡定型取引については、約定前に相手方を特定することができないため、スポット取引と合算して、日本卸電力取引所の係数を算出することとしました。
19		卸電力取引所を使うことによる「ロンダリング」を回避する観点から、卸電力取引所の排出係数の算出の際の「把握率」を公表すべき。		日本卸電力取引所の係数は、取引所にタマ出しをした事業者の事業者別排出係数をタマ出しし約定した電力量に応じて加重平均することによりこれを算出することとしており、御指摘のような「ロンダリング」は行われないものと考えています。

20	コジェネ按分	今回の按分方法の妥当性を説明していただきたい。	コジェネレーションシステムから得られる電気・熱については、同時に生成するものであるため、それぞれの生成に必要であった燃料の量を把握することができません。このため、コジェネレーションシステムから得られた電気と熱にどのように二酸化炭素を按分するかについては様々な考え方があります。
21		同じ発熱量の電気と熱を比べる場合、熱以外の用途に使用できる電気の方がエネルギーとしての価値が高い。従って、今回の按分方法は、電気と熱のエネルギーの質の違いを考慮した手法であり、妥当であると考えます。	今回は、コジェネレーションシステムが発電部分と熱生成部分からなるシステムであることから、パーツごとの一般的な効率に着目し、一般的な自家発電機及び熱生成機の平均的な効率で割り戻してそれぞれに必要であった一次エネルギー量を仮定し、この比で投入燃料の燃焼に伴う二酸化炭素排出量を按分することとしました。
22		発電された電気の熱量換算には、省エネ法と同一の係数を用いるべき。	コジェネレーションシステムから得られる電気・熱については、同時に生成するものであるため、それぞれの生成に必要であった燃料の量を把握することができません。このため、コジェネレーションシステムから得られた電気と熱にどのように二酸化炭素を按分するかについてはさまざまな考え方があります。今回は、コジェネレーションシステムが発電部分と熱生成部分からなるシステムであることから、パーツごとの一般的な効率に着目し、一般的な自家発電機及び熱生成機の平均的な効率で割り戻してそれぞれに必要であった一次エネルギー量を仮定し、この比で投入燃料の燃焼に伴う二酸化炭素排出量を按分することとしました。具体的には、得られた電力量を一般的な発電機の発電効率を用いて一次エネルギーに換算しています。
23		発電機効率の算出の際に、新規導入設備容量は「モノジェネ」に限定しているようだが、導入実態を正しく反映できていない。「常用自家発電設備容量」を採用すべき。	コジェネレーションシステムから得られる電気・熱については、同時に生成するものであるため、それぞれの生成に必要であった燃料の量を把握することができません。このため、コジェネシステムから得られた電気と熱にどのように二酸化炭素を按分するかについては様々な考え方があります。今回は、コジェネレーションシステムが発電部分と熱生成部分からなるシステムであることから、パーツごとの一般的な効率に着目し、一般的な自家発電機及び熱生成機の平均的な効率で割り戻してそれぞれに必要であった一次エネルギー量を仮定し、この比で投入燃料の燃焼に伴う二酸化炭素排出量を按分することとしました。この効率は、コジェネシステムから得られた電気を評価する指標となる部分であるため、設備容量にはコジェネシステム分を含めませんでした。
24		今回提示の按分方法によると、熱エネルギーの生成効率に着目した場合、機器によっては100%を超えることがあるが、これは物理的にみて不合理であり適切ではないと考える。	コジェネレーションシステムから得られる電気・熱については、同時に生成するものであるため、それぞれの生成に必要であった燃料の量を把握することができません。このため、コジェネシステムから得られた電気と熱にどのように二酸化炭素を按分するかについては様々な考え方があります。今回は、コジェネレーションシステムが発電部分と熱生成部分からなるシステムであることから、パーツごとの一般的な効率に着目し、一般的な自家発電機及び熱生成機の平均的な効率で割り戻してそれぞれに必要であった一次エネルギー量を仮定し、この比で投入燃料の燃焼に伴う二酸化炭素排出量を按分することとしました。
25		発電効率、排熱利用効率は実測の値を用いてもよいか。また、発電機効率、ボイラー効率については、実態に即した値を採用しても良いか。	なお、より実態に近いと考えられる算定方法が提示された場合の取扱いについては、個別の具体事例の実態を踏まえて、今後の検討課題といたします。
26	語句	別紙2において、卸電力取引所の初期値はH17のものであることを明示すべき。	「事業者別排出係数の算出及び公表について」別紙2の1. 及び2. にあり、卸電力取引所の初期値は平成17年度の取引実績をもとに算出することとしています。
27		別紙6-1の「発電効率」は一般的な用語としての意味とは違っているため、「電気利用率」等に修正すべき。	御指摘の電気利用効率という表現は、発生した電気の利用率と誤解される恐れがあり、「発電効率」としてあります。同様に、「廃熱利用率」についても、「廃熱効率」とすることとします。

28	その他	自家発電事業者から電気事業者への排出係数の提供について、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に記載すべき。	「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(以下「マニュアル」という。)」は、特定排出者の排出量の算定方法及び報告方法について記載したものであるため、特定排出者の電気の販売に伴う排出量の控除及び係数の周知が適切に行われることを恣憑する観点から、「第 編温室効果ガス排出量の算定方法 3.1.4 他人に供給した電気又は熱に伴う排出量の控除について」の項に記載することとします。
29		コジェネシステムから得られた電熱へのエネルギーCO2按分の考え方については、マニュアル等により広く特定排出者に周知することが必要である。	マニュアルに記載すべき内容については、別途、引き続き検討することとしています。
30		熱利用を主眼とする自家発電設備において、発電機の前で蒸気の一部抜くような場合、別紙6の電熱按分はどのように考えればよいのか。	発電タービンに入る前に抽気をする場合、発電側と熱利用それぞれに分割投入された熱量の実測値があれば、今回の熱電按分によらず、個々の比で投入熱量を按分ができると考えます。
31		電気事業者からの情報を事後においてもチェックできるよう、資料の保管などの体制を整えるべきである。	電気事業者又は電気の調達に関わる他社の権利利益を害するおそれがあるものとして電気事業者より返却の申し出が行われた資料について、経済産業省及び環境省が保管することは適当ではないと考えます。
32		すべての電気事業者の情報を開示すべきであり、第2回の検討会も公開とするべき。	第2回検討会における審議事項は、「特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合」に該当するため、非公開とすることで第1回検討会において御了承をいただいています。
33		各電気事業者の90年の排出係数の考え方を明確にして欲しい	今回のパブリックコメントの対象は、平成19年度以降、特定排出者が温対法に基づき二酸化炭素排出量を算定及び報告する際に用いる係数の算出方法についてであり、御質問の内容については各電気事業者にお問い合わせ下さい。
34		各電気事業者の90年以降の排出係数の推移を示して欲しい	
35		各電気事業者の排出係数計画を示して欲しい	
36		本検討会は、1年以上前に開催するべきであった。	
			今後は、毎年夏ごろを目途に公表することとします。